

学校休業日学校開放事業について

1. 施設の使用許可について

① 使用許可

- ・施設管理者である学校長が許可権者である。
- ・希望者は、学校長に対して施設使用許可を申請し、使用許可を受けた上で利用する。

② 利用上の約束事

- ・利用は、学校教育に支障のない範囲で行うこと。
- ・別に定める利用規約を守ること。

③ 使用許可の取り消し

- ・使用許可後、学校行事などにより使用許可を取り消すことがある。
- ・使用に当たり、利用規約を守れない利用者については、次回からの使用を許可しない場合がある。

④ 使用を許可できないケース

- ・営利目的
- ・政治目的
- ・宗教目的
- ・公の秩序・善良な風俗を乱す恐れがある活動
- ・その他施設の管理上支障があると認められる活動

⑤申請の流れ

申請書入手（学校 HP からダウンロード、または学校に問い合わせ→FAX で送付）
→申請（学校 info@bjs.sch.id へメール、または FAX にて）利用希望日の5日前までに
→審査（校長）
→使用許可証発行・受け取り（メール、または、FAX）

⑥利用当日の流れ

使用許可書を学校警備に見せて学校に入る。
施設利用
施設利用終了届けに記入後、学校警備に提出する。

学校休業日における学校施設利用に係る規約について

1 施設利用中の責任について

- ・万が一、施設利用中にけがや事故が起きた際は、利用者自身で対応してください。
- ・学校施設や備品に破損や故障が生じた場合は、過失であっても原状回復（弁償）していただきます。
- ・原則として、校舎内への立ち入りは禁止します。

2 施設利用時は、使用許可証を必ず学校警備員に見せてから学校に入ります。使用許可証がない場合は、利用はできません。

また、利用終了後は、裏面の利用終了届けに必要事項を記入し、学校警備員に預けて退場してください。

体育器具庫内の用具を使用する場合は、あらかじめ申請書にそのことを明記し、鍵を学校警備員から受け取り、利用終了後学校警備員に返却してください。テラスにあるボール、バドミントンなどの用具についても使用した場合は、終了届にその旨を記入してください。

3 清掃や器具の管理について

使用した備品は、必ず元の場所に戻してください。

ごみは必ず持ち帰ってください。

4 トイレの使用については、学校駐車場側トイレを使用してください。

5 火気厳禁について

学校休業日における、敷地内での **BBQ** や喫煙などの火気は厳禁とします。

喫煙する場合は、敷地外で行うようにしてください。

また、スパルなど使用人についても、同様に敷地外での喫煙をお願いします。

平日学校施設開放について

1. 施設の使用許可について

① 使用許可

- ・施設管理者である学校長が許可権者である。
- ・希望者は、事務室でまず使用申請を行うこと。

② 利用上の約束事

- ・利用は、学校教育に支障のない範囲で行うこと。
- ・別に定める利用規約を守ること。

③ 使用許可の取り消し

- ・使用許可後、学校行事などにより使用許可を取り消すことがある。
- ・使用に当たり、利用規約を守れない利用者については、次回からの使用を許可しない場合がある。

④ 使用を許可できないケース

- ・営利目的
- ・政治目的
- ・宗教目的
- ・公の秩序・善良な風俗を乱す恐れがある活動
- ・その他施設の管理上支障があると認められる活動

⑤ 利用できる施設について

- ・校庭にある遊具、砂場（幼稚園砂場は使わない）

⑥ 利用可能時間帯について

月曜日～金曜日の午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

⑦ 利用申請について

初回利用時に、利用申請書を事務に提出してください。

2 回目以降は、来校手続のみで利用可能です。

学校授業日における学校施設利用に係る規約について

1 施設利用中の責任について

- ・万が一、施設利用中にけがや事故が起きた際は、利用者自身で対応してください。
- ・学校施設や備品に破損や故障が生じた場合は、過失であっても原状回復（弁償）していただきます。

2 利用できる施設について

- ・校庭にある遊具、砂場（幼稚園砂場は使わない）

3 利用可能時間帯について

月曜日～金曜日の午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

※ただし、学校教育（授業）に支障のない範囲で行うようにしてください。

4 利用申請について

初回利用時に、利用申請書を事務に提出してください。

2 回目以降は、来校手続きのみで利用可能です。

5 清掃や器具の管理について

使用した備品は、必ず元の場所に返してください。

ごみは必ず持ち帰ってください。